

新度受第一三二號

内閣閣甲第一五七号

昭和二十六年六月十二日

内閣總理大臣官房總務課長事務代理

總理府

長

藤井謙長

新聞出版用紙割当局長啟

貞明皇后大喪儀の斂葬当日弔意奉表について（依命通知）

本日の閣議で、別紙のとおり了解せられましたので、貴部内一般並

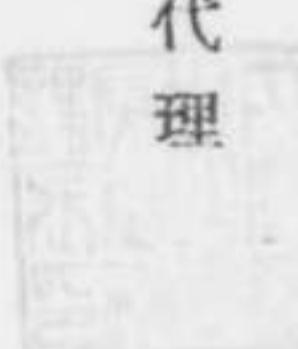
びに關係の向へ然るべく通達願います。

おつて、本件に關し左記事項特に御配意願います。

記

一 天皇御拜礼の時刻は六月二十二日午前十時二十分と承知せられたい。

二 当日弔意を表すため各庁の長がその所屬職員に対し、事務に支障なき限り、正午から早退せしめることができるものとして措置せられたい。なお早退後も職員が弔意奉表にふさわしくないような行動に亘ることがないよう、然るべく取はからわれたい。



貞明皇后大喪儀の斂葬当日弔意奉表について

貞明皇后大喪儀の斂葬当日（六月二十二日）哀悼の意を表すため、

各庁においては

(1)弔旗を掲揚すること。

弔旗は大正元年閣令第一号により竿球は黒布をもつておおい、旗竿の上部に黒布を附す。弔旗として半旗掲揚の慣行ある向においてはそれに従つて可なること。

(2)葬場殿の儀における天皇御拜礼の時刻には默禱を捧げること。  
各庁の長が事務に支障のない限り哀悼の意を表するため適当な行事を行うこと及び当日の服務についても弔意を表するため必要な場合に半日休暇を与えることは差支えない。休暇の細目

は内閣官房長官において決定する。

(3)公の行事、儀式その他歌舞音曲を伴う行事は差控えること。  
二、以上各項については、各公署、学校、会社、銀行、工場その他一般においても同様の方法により哀悼の意を表するよう要望するこ  
と。